

県たばこ税

たばこの売渡し等に対して課税される税金で、たばこを購入する時にその代金の中に含まれているものです。

● 納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者

● 納める額

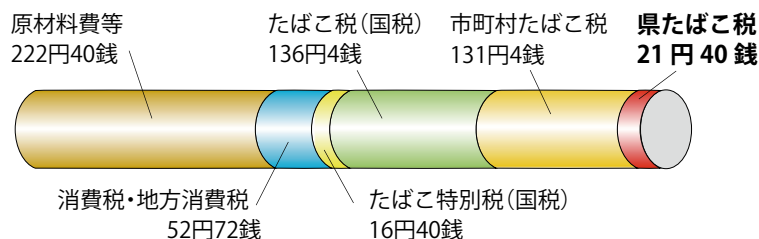
小売販売業者への売渡し本数 1,000 本につき 1,070 円

● 申告と納税

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

県たばこ税等は、たばこを買った場所がある県や市町村の収入となります。

紙巻たばこ 1 箱 (20 本入 580 円)



ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

● 納める人

ゴルフ場を利用した者（ゴルフ場の経営者が利用者から徴収して県に納めます。）

● 納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者 1 人 1 利用日につき、下の表の税率となります。
等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定めています。

1 級のゴルフ場	1,200円
2 級 "	1,000円
3 級 "	800円
4 級 "	400円

〔備考〕 ハーフプレーに対する特例税率

- ① 1 日に利用できるホール数が 9 以内で、かつ、
- ② その利用料金が通常の利用料金の 5 割以下の利用については、税率が 1/2 となります（4 級のゴルフ場を除きます。）。

● 非課税

- 1 18歳未満の方、70歳以上の方の利用
- 2 身体障害者手帳等の交付を受けている方の利用
- 3 学生、生徒、児童および引率教員の教育活動としての利用
- 4 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手の競技、または公式練習としての利用
- 5 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の競技、または公式練習としての利用

● 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告して納めます。

● 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税額の70%に相当する額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。